

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

September, 2009

なごみ便り

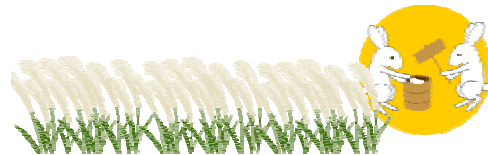
www.101dog.co.jp

- 社会保険料の変更をお忘れなく -

従業員個人の社会保険料は、毎年7月に実施される算定基礎届の結果により、9月分から改定されます。また、厚生年金保険の保険料率は、平成29年まで毎年1回9月に引き上げられることになっております。更には、後述のように、9月から健康保険の保険料率も変更されます。

つまり、9月には、御社の従業員の給与から控除する社会保険料の金額が、すべて変更されることになります。

社会保険料変更の手順



社会保険事務所から、9月分以降に適用される「被保険者標準報酬決定通知書」「保険料額表」が送られてきます。標準報酬月額を「保険料額表」に当てはめ、各従業員の新しい保険料を導き出してください。

10月支払い分給与から新しい保険料での控除を開始してください。

社会保険料は原則的に翌月控除ですので、保険料の改定は9月ですが実際に新しい保険料で控除を開始するのは10月支払分給与からになります。社会保険料を当月控除している会社については9月支払分給与から新しい保険料で控除を開始してください。

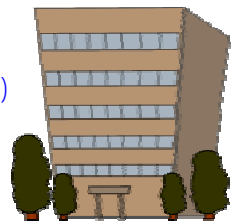
『協会けんぽ』アレコレ

(全国健康保険協会)

管掌健康保険

健康保険の保険料率が

都道府県ごとの保険料率 に変わります



協会けんぽの保険料率が、9月から都道府県ごとの保険料率に変わります。都道府県は、会社が所在する場所、つまり会社が健康保険適用事業所の届出を行っている場所により判断します。

例えば、大阪府の本社の周辺都道府県に小規模な出張所があっても、従来から本社での一括申請が認められていたら大阪府の保険料率を適用することになりますし、支店ごとに行っていれば各々の所属都道府県の保険料率となります。

従業員の給与からの控除については、前述の通りです。(「社会保険料変更の手順」参照)

申請手続を 郵送で行うときは ご注意



協会けんぽの支部は各都道府県に一つのため、申請手続は郵送でもできることになっていますが、その際に注意いただきたいのが時効の問題です。

協会けんぽの申請は、消印日ではなく到着日を基準に判断されます。健康保険給付を受給する権利は、発生した日から2年で消滅することになっており、時効間際の場合は直接窓口で申請をすることをお勧めします。



新しい健康保険証 はもう届きましたか？

従来の政府管掌健康保険の**オレンジ色**の健康保険被保険者証（以下「健康保険証」）をお持ちの方について、9月中旬頃までに、協会けんぽの**水色**の健康保険証への切替えが行われます。会社へ届いたら、速やかに各従業員にお渡しください。

従来のオレンジ色の健康保険証は、従業員から回収してください。回収した健康保険証は新しい健康保険証の送付時に同封されている返信用封筒にて、返却してください。すでに新しい健康保険証をお持ちの方については、今回の切替えの対象とはなりません。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

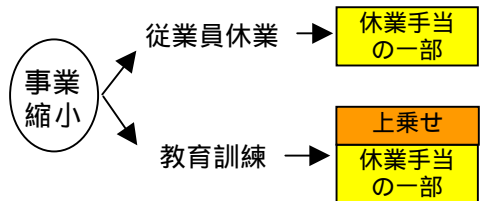
助成金を利用した教育訓練のススメ

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等を行った、一定の要件に該当する事業主に対して、支給されます。

雇用を守るため、従業員に休業させた場合に休業手当の一部が支払われることはよく知られていますが、従業員に対して教育訓練を行った場合に助成金が上乗せされることはご存知でしたか？

中小企業緊急雇用安定助成金の場合、教育訓練をすることで一人当たり一日につき6,000円が助成金に加算されます。教育訓練といっても社内訓練も認められます。

詳しくは当事務所までお問合せください。



速報！

平成21年度地域別最低賃金の公示 大阪府から始まる
大阪府の最低賃金 9/30から **762円** (1時間当たり)に

(文書担当：安野)

～利益UP大作戦！！～

「売上、利益をぐんぐん伸ばしたい」、「資金繰りをスムーズにしたい」、「金融機関からの評価をUPさせたい」、こんなポジティブな考えをお持ちの方！！

経営計画や戦略目標を立て、進むべき道を明確にすることをお勧めいたします！我々はそれらのお手伝いをさせていただきます。ぜひご相談ください！！

詳しくは『株式会社 和』までお問い合わせください。 TEL .06-6944-4117